

コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、当社及び当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためのより良いコーポレートガバナンスの実現に向けて、当社が取り組むべきことを明確化する観点から、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定する。

第1章 総 則

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第1条 当社は、当社及び当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実現するコーポレートガバナンスの充実・強化に継続的に取り組む。

2. 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、次のとおりとする。
 - (1) 株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組む。
 - (2) 株主、お客様、地域社会、取引先、従業員を含む様々なステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
 - (3) 会社情報を適時・適切に開示し、透明性を確保する。
 - (4) 当社グループの中核たる持株会社として取締役会による業務執行の監督機能の実効性確保に努める。
 - (5) 株主との建設的な対話に努めると共に、株主との建設的な対話を促進するための体制整備や株主構造の把握に努める。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主の平等性確保)

第2条 当社は、全ての株主をその有する株式の内容及び数に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないように適切に情報開示を行う。

(株主総会)

第3条 当社は、株主がその権利行使を適切に行うことができるよう、開かれた株主総会を目指し、早期の株主総会招集通知の発送、分かり易い記載、議決権行使の利便性向上、対話型の総会運営等の環境整備に努める。

2. 当社は、定時株主総会の招集通知を法定期日の3営業日前を目安に発送すると共に、株主総会議案については、取締役会決議後速やかに当社ホームページにおいて公表する。
3. 当社は、議決権電子行使プラットフォームを利用するなど、株主総会に出席できない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することのできる環境を整備する。

4. 当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において自ら議決権を行使する旨の申出が事前にあった場合、信託銀行等と協議を行い、適切に対応する。
5. 当社は、株主総会をできる限り株主が出席し易い開催をするよう努める。
6. 当社は、株主総会における各議案に対する議決権行使結果を分析し取締役会に報告する。会社提案議案に30%を超える反対票が投じられた場合には、株主との対話その他の対応について検討を行う。

(株式の政策保有に関する方針)

第4条 当社は、投資先との業務関係強化・取引円滑化・財務政策などの観点から必要かどうかを総合的に勘案し、当社グループの企業価値の向上に資すると認められる場合、当該投資先の信用力・安全性等を検証した上で、その株式を取得・保有する。

(政策保有株式に係る議決権行使基準)

第5条 当社は、政策保有株式に係る議決権の行使に当たっては、保有先企業の提案を無条件で賛成することはせず、当社グループ及び投資先双方の企業価値の向上に資する議案か否か等を基準に、その判断を行う。

(買収防衛策)

第6条 当社は、買収防衛策を導入・運用する場合、取締役会においてその必要性・合理性を慎重に検討の上、買収防衛策の導入について株主総会において決議する。

2. 当社は、当社株式が公開買付けに付された場合、取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示する。

(関連当事者との取引に関する基本方針)

第7条 当社は、会社及び株主共同の利益を保護するため、関連当事者間の取引を行う場合には利害関係の生じるおそれのある取締役を決議から除外し、社外取締役や監査役の意見を求め審議した上で承認を行う。

2. 前項の取引内容は、定期的に取り締役に報告し、法令の定めるところにより開示するものとする。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

(ステークホルダーとの関係)

第8条 当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主、お客様、地域社会、取引先、従業員等のステークホルダーとの間での良好な関係を築き、適切な協働に努める。

(行動指針)

第9条 当社は、取締役及び従業員等が、当社グループの経営理念である「安心して快適な生活環境の創造」を具体化するために5つの行動指針（独創自立・高い品質と顧客満足・マーケット志向とグローバルイノベーション・コンプライアンス・環境保全）を定

め、その実践状況を取締役会において定期的にレビューする。

(サステナビリティを巡る課題への対応)

第10条 当社は、全てのステークホルダーと信頼関係を培いながら社会とともに発展し、より良い社会の創造に貢献することが使命であると考え、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題に積極的・能動的に取り組む。

(内部通報)

第11条 当社は、コンプライアンスの違反を発見又は予見した者が通報できる内部通報窓口として社内の監査室に加え、外部の弁護士事務所に独立の内部通報窓口を設け、内部通報のための適切な体制を整備すると共に、通報者に対する不利益取り扱いの禁止を社内規則に明示し周知する。

(女性の活躍促進を含む社内の多様性確保)

第12条 当社は、全ての従業員が生き生きと働き、安心して仕事に従事できる職場環境作り努め、ワークライフバランス実現に向けた各種支援を行う。また、女性の活躍促進のための社内意識改革を図り、育児・介護等に関する両立支援制度の整備と社内周知を積極的に推進する。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示方針)

第13条 当社は、会社法その他関係法令に基づき、当社及び当社グループの内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時・適切に開示する。

2. 当社は、会社法及び金融商品取引法その他関係法令並びに東京証券取引所規則に従って、透明性、公平性、継続性を基本とした迅速な情報開示を行う、
3. 当社は、海外投資家の株式保有比率を踏まえ、英語での情報の開示・提供を進める。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会の役割・責務)

第14条 取締役会は、株主からの負託に応えるべく、当社及び当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、経営の基本方針その他会社の重要事項の決定を行うと共に、取締役の職務執行の監視・監督を行う。

2. 取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、取締役会規則で定めた事項を審議・決定し、それ以外の事項は代表取締役又は業務執行取締役に委任する。

(社外取締役の役割)

第15条 当社の社外取締役は、次の役割を担うものとする。

(1) 経営全般の監督機能

- ①取締役の選任及び報酬決定プロセスに関与することを通じて経営陣を監督

する機能

②取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行の決定に関して議決権を行使することなどを通じて経営全般を監督する機能

(2) 経営効率の向上のための助言を行う機能

(3) 利益相反の監督機能

①当社と取締役との間の利益相反を監督する機能

②当社と関連当事者との間の利益相反を監督する機能

(取締役会の構成)

第16条 取締役会の人数は、定款で定める員数である8名以内とし、当社グループの業務執行監督機能を担う持株会社に求められる実効性ある経営体制、及び取締役会における実質的な議論を確保するために必要且つ適切な人数で構成することを基本としつつ、取締役会における多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮する。

2. 当社は、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、2名以上の独立性のある社外取締役を選任することを基本方針とする。

(指名・報酬委員会の設置)

第17条 当社は、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を置く。

2. 指名・報酬委員会は、その透明性及び客観性を確保するため独立社外取締役をその主要な構成員とし、他に代表取締役社長、総務担当取締役で構成する。

3. 指名・報酬委員会は、その職務を執行するために適切な基本方針、規則等を定める。

(取締役候補者の指名方針)

第18条 当社は、次の選任方針に基づき、広い見識、豊富な経験、使命感、責任感、及び改革を推進する能力等の資質があり株主の負託に応え取締役としての職務を適切に遂行できる人物を、独立社外取締役等で構成される指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会で審議の上、取締役候補者として指名する。

(1) 当社グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者

(2) 公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監督し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる者

(3) 社外取締役については、当社の独立性判断基準を満たし、社外取締役としての役割を十分認識し、企業経営、法務、会計等の分野における知識や経験を生かして、当社の取締役及び経営を監督し、適格・適切な意見・助言を行う者

(監査役会の構成)

第19条 監査役会の人数は、定款で定める員数である5名以内とし、2名以上の社外監査役を選任することを基本方針とする。

2. 監査役のうち、1名以上は財務・会計に適切な知見を有する者とする。

(監査役候補者の指名方針)

第20条 当社は、代表取締役社長の提案により、人格・見識に優れた人物であるとともに、

会社経営や当社の業務に精通した人物、又は法務、会計等の分野で専門性と豊富な経験を有する人物を、独立社外取締役等で構成される指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会で審議の上、監査役候補者として指名する。なお、代表取締役社長は監査役会の事前の同意を得た上で取締役会に提案する。

(取締役報酬決定の方針)

第21条 当社は、次の方針に基づき、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会で決定する。なお、取締役の報酬については、株主総会の決議により決定した月額報酬の範囲内とする。

- (1) 取締役が短期及び中長期にわたる企業価値の向上を図るために、業績向上への意欲を高めるものであること
 - (2) 取締役が在任期間中に持てる経営能力を最大限発揮しうるよう、期間業績に対応した処遇であること
 - (3) 社内外から優秀な人材の確保が可能な水準であること
2. 取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬と業績に連動した変動報酬で構成する。
 3. 監査役の報酬については、株主総会の決議により決定した月額報酬の範囲内で、監査役会で決定する。

(承継プラン)

第22条 代表取締役社長は、最高経営責任者として柔軟で清新かつ透徹した決断力を持ち、当社の創業の精神と企業風土の継承を実現できる人物を、自らの後継者として育成する責任を負う。

(取締役の責務)

第23条 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集すると共に、取締役会等において積極的に意見を表明して議論を尽くさなければならない。

2. 当社の取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、取締役会規則その他の当社の内部規程を理解し、その職責を十分に理解しなければならない。

(取締役及び監査役に対するトレーニング方針)

第24条 当社は、新任の取締役及び監査役の知識、経験等の実状に合わせてトレーニングの必要性を確認し、必要な場合はその機会を適宜提供する。

2. 新任の社外取締役及び社外監査役には、就任に当たり当社グループの組織、事業及び財務、経営課題の説明や主要拠点の視察等も含め情報の提供を行う。

(取締役会の議題の設定等)

第25条 代表取締役社長は、法令、定款及び当社関連規程の定めるところにより、各取締役からの提案及び意見を踏まえ、毎事業年度末に開催される取締役会において、翌事業年度の取締役会において議題とすべき、当社の経営戦略、リスク及び内部統制に関する主要な事項を定める。

2. 各回の取締役会に先立ち、代表取締役社長は、総務担当取締役と協議して、当該取締役会の議題を定める。

3. 当社の取締役会の議題及び議案に関する資料は、各回の取締役会において充実した議論がされるよう、取締役会の会日に十分に先立って社外取締役を含む各取締役に配布されなければならない。但し、特に機密性の高い案件については、この限りではない。

(独立社外取締役及び監査役による社内情報へのアクセス)

第26条 当社の独立社外取締役及び監査役は、必要があるとき又は適切と考えるときにはいつでも、各取締役及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、又は社内資料の提出を求めることができる。

2. 監査役及び監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保する。
3. 当社は、取締役会事務局担当部門を設け、取締役会上程議案について補足説明を行う等の社外取締役に対する必要なサポートを行う。

(社外役員会)

第27条 当社は、社外取締役が客観的な視点で情報交換や認識共有を図ることを目的とし、社外取締役及び社外監査役で構成される社外役員会を定期的開催する。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

第28条 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主を含む投資家との建設的な対話を促進する。

2. 当社における株主、投資家との対話の主管部門は広報室とし、IR担当取締役が統括し、経営管理部長がその補佐にあたる。
3. 株主、投資家との対話を適切かつ有効に行うため、広報室、経営管理部、経理部、総務部、法務部により構成されるIR委員会を定期的開催し、情報共有を図ると共に、有機的な連携体制を構築する。
4. 当社は、株主、投資家の当社の事業に関する理解を深めてもらうために個別面談等を行う他、株主に対し、株主総会後の株主懇談会における事業報告や中長期的ビジョンの説明、株主通信等の送付を行うなど、IR活動の充実を図る。
5. 対話を通じて株主、投資家から出された意見、要望については、IR委員会を通じて定期的に取り締り会へフィードバックし、課題認識を共有する。
6. 株主、投資家との対話を行う担当者は、未公表の重要事実（インサイダー情報）の取扱いに関する社内の関連規程を遵守の上、適切に株主、投資家との対話を行う。

第7章 その他

(基本方針の見直し)

第29条 当社は、その時々^の社会的要請や当社を取り巻く環境を踏まえた実効的なコーポレートガバナンスの実現を図るため、毎年、本基本方針の見直しを行い、必要があると判断した場合には、取締役会決議により本基本方針を改定する。

附 則

(本基本方針の施行)

第1条 本基本方針は、2015年12月10日より施行する。

以上